



2005年6月24日 第2005-64号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 改正介護保険法成立

### 民主党の多大な尽力の成果

介護保険法改正法案は、6月16日に参議院厚生労働委員会で可決されました。さらに6月22日、参議院本会議で採決が行われ、与党および民主党の賛成多数（社民党、共産党は反対）で可決、成立しました。

同法案は衆議院厚生労働委員会で、2点の修正・17項目の確認答弁・4項目の附帯決議（政策ニュース2005-52号参照）が行われました。参議院厚生労働委員会でも、33項目の確認答弁と24項目の附帯決議が行われました。

連合は、法案の可決・成立にあたって、「連合が強く求めてきた被保険者・受給者の範囲拡大が先送りされたことは極めて残念であるが、参議院でも確認答弁と附帯決議を獲得できたのは、民主党の多大な尽力の成果であり、重ねて敬意を表する」との、事務局長談話を発表しました。

今後、制度改革が施行される本年10月および2006年4月に向け、社会保障審議会介護給付費分科会で、介護報酬・人員・設備・運営の基準の検討が行われます。また都道府県でも、介護保険事業（支援）計画策定等、実施に向けた準備が本格化します。

### 【介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議抜粋（参議院厚生労働委員会）】

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

1. 平成18年度までに被保険者・保険給付を受けられる者の範囲の拡大を検討すること。
2. 介護保険施設における食費・居住費を保険給付の対象外とするにあたり、負担上限を設定し、低所得者への配慮と激変緩和に努めること。
3. 介護保険施設等の給付の見直しは、周知に万全を期し、施行後は利用者負担の実態把握に努めること。介護保険三施設の食費・居住費の徴収に関しては、施設の居住環境の整備を図り、実情に応じて適切に対処すること。
4. 年金課税の強化に伴う第1号被保険者の保険料増加に対しては、多段階で弾力的な段階設定が可能となるよう措置すること。
5. 厚生労働省に第1号・2号被保険者や医療保険者で構成する運営協議会を設置すること。第2号被保険者の保険料率の上限を設定し、急激な増加を抑える方策を検討すること。
6. 介護施設の個室・ユニットケア化を推進すること。介護者の急病・突発的なニーズに対応できるよう、ショートステイを利用しやすいものに見直すこと。
7. 認定区分が要介護1から要支援2に変更される者について、現在受けているサービスを引き続き続けられるよう十分配慮すること。
8. 要介護認定の有効期間の設定は、利用者の要介護度の改善が見られた場合、要介護区分を速やかに変更するよう努めること。
9. 要支援・要介護になるおそれのある高齢者への適切な介護予防サービス提供に向けて、地域包括センターの保健師等が非認定者や未申請者の実態把握を行うことができるよう努めること。
10. 平成20年度までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小をはかり、全国平等のサービスとなるように必要な財政措置を講ずること。
11. 介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格のあり方の見直しに取り組むこと。また、直行直帰型のホームヘルパーやグループホームの夜勤についてその労働条件を把握し、所要の改善を行うこと。
12. 介護サービス事業者の指定・取り消しの要件に、労働関係・社会保険関係法規の遵守状況を含めることを検討し、従業員の健康診断・感染症予防に関する研修の実施の有無も対象項目に含めること。
13. 介護現場の医療行為のあり方について、介護職員・介護を受ける当事者・家族・医師・看護師の意見が反映されるような検討の場を設けること。